⑨ 障害者保健福祉

障害福祉サービスに係る自立支援給付

概　要

障害福祉サービスに係る自立支援給付の体系（令和８年３月現在）

サービス		事業所数	利用者数	サービスの内容
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	22,914	221,592	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うもの
	重度訪問介護	7,653	14,835	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有するもので常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うもの
	同行援護	5,652	27,874	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行うもの
	行動援護	2,570	19,259	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うもの
	重度障害者等包括支援	9	34	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うもの
	短期入所（ショートステイ）	7,030	69,866	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うもの
	療養介護	258	21,120	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話を行うもの
	生活介護	13,248	306,982	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するもの
	障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	2,529	120,230	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うもの
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	1,583	18,532	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うもの
	就労選択支援	419	995	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択の支援を行うもの
	就労移行支援	2,770	37,863	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うもの
	就労継続支援（A型・B型）	24,641	512,867	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うもの
	就労定着支援	1,855	20,715	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行うもの
	自立生活援助	288	1,222	施設等から一人暮らしに移行した人に、定期的な居宅訪問や随時の相談対応等により必要な情報提供及び助言等を行うもの
	共同生活援助（グループホーム）	15,248	220,365	主として夜間において、共同生活を行う住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行うもの

※事業所数、利用者数については、令和8年3月の国民健康保険団体連合会による支払いの実績データから、抽出・集計したものである。

日中活動と住まいの場の組み合わせ

入所施設のサービスを、昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）に分けることにより、サービスの組み合わせを選択可能。

事業を利用する際には、利用者一人一人の個別支援計画が作成され、利用目的にかなったサービスが提供される。

日中活動の場　以下から1ないし複数の事業を選択

- 療養介護（医療型）※
- 生活介護
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- 就労選択支援
- 就労移行支援
- 就労継続支援（A型・B型）
- 就労定着支援
- 自立生活援助
- 地域活動支援センター（地域生活支援事業）

※療養介護については、医療機関への入院とあわせて実施

プラス

住まいの場

- 障害者支援施設の施設入所支援

又は

- 居住支援（グループホーム、福祉ホームの機能）

地域生活支援事業と自立支援給付（障害福祉サービス）

	地域生活支援事業	自立支援給付（障害福祉サービス）
性　格	地域の実情や利用者の状況に応じて、自治体が柔軟な形態で実施することが可能な事業	介護、就労訓練といった個別の明確なニーズに対応した給付
費用の流れ	自治体が実施（自治体は自ら事業を実施、又は事業者への委託等により実施）	利用者本人に対する給付（実際には、事業者が給付費を代理受領）
利用者	実施主体の裁量	障害支援区分認定（介護給付は18歳以上のみ必要、訓練等給付は必要なし）※、支給決定が必要
利用料	実施主体の裁量	応能負担
事業実施にあたっての基準	実施主体の裁量（一部運営基準有り：地域活動支援センター、福祉ホーム）	指定基準（人員、設備及び運営に関する基準）等有り
財　源	補助金（一部交付税措置有り） （補助割合：都道府県事業　国1／2以内 市町村事業　国1／2以内　都道府県1／4以内）	負担金 （負担割合：国1／2、都道府県・市町村1／4）

※同行援護については、障害支援区分認定は不要。
※訓練等給付のうち、共同生活援助については、一定の場合は障害支援区分認定が必要。

障害者の手帳制度

	発行件数（千）	根拠規定	発行責任者	交付申請窓口
身体障害者手帳	4,675	身体障害者福祉法第15条	都道府県知事、指定都市市長、中核市市長	居住地を管轄する福祉事務所長（福祉事務所を設置しない町村の場合は町村長。）
療育手帳	1,321	療育手帳制度について（昭和48年厚生省発児第156号）	都道府県知事、指定都市市長（一部の児童相談所を設置する中核市市長）	居住地を管轄する福祉事務所長（福祉事務所を設置しない町村の場合は町村長。）
精神障害者保健福祉手帳	1,547（年度末現在の交付台帳登載数から有効期限切れのものを除いた数）	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条	都道府県知事、指定都市市長	居住地を管轄する市町村長

資料：発行件数については、身体障害者手帳及び療育手帳は、「令和6年度福祉行政報告例」（令和8年1月30日時点で公表しているデータ）、精神障害者保健福祉手帳は「令和6年度衛生行政報告例」（令和7年10月21日時点で公表しているデータ）による。

詳細データ　**障害者数（推計）**

		総数	在宅者	施設入所者
身体障害児・者	18歳未満	9.9万人	9.7万人	0.3万人
	18歳以上	401.5万人	394.7万人	6.8万人
	年齢不詳	11.6万人	11.6万人	—
	合計	423.0万人（34人）	415.9万人（33人）	7.1万人（1人）
知的障害児・者	18歳未満	29.1万人	28.2万人	0.9万人
	18歳以上	95.3万人	83.5万人	11.9万人
	年齢不詳	2.4万人	2.4万人	—
	合計	126.8万人（10人）	114.0万人（9人）	12.8万人（1人）

		総数	外来患者	入院患者
精神障害者	20歳未満	65.5万人	65.2万人	0.4万人
	20歳以上	537.2万人	510.9万人	26.3万人
	年齢不詳	0.3万人	0.3万人	0.0万人
	合計	603.0万人（48人）	576.4万人（46人）	26.6万人（2人）

資料：「身体障害児・者」在宅者：厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」（令和4年）
施設入所者：厚生労働省「社会福祉施設等調査」（令和3年）等より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成
「知的障害児・者」在宅者：厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」（令和4年）
施設入所者：厚生労働省「社会福祉施設等調査」（令和3年）より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成
「精神障害者」外来患者：厚生労働省「患者調査」（令和5年）より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成
入院患者：厚生労働省「患者調査」（令和5年）より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

（注）1.（　）内数字は、総人口1,000人あたりの人数（身体障害児・者、知的障害児・者は令和4年人口推計、精神障害者は令和5年人口推計による）。
2. 精神障害者の数は、ICD-10の「V精神及び行動の障害」から知的障害（精神遅滞）を除いた数に、てんかんとアルツハイマー病の数を加えた患者数に対応している。
また、年齢別の集計において四捨五入をしているため、合計とその内訳の合計は必ずしも一致しない。
3. 身体障害児・者及び知的障害児・者の施設入所者数には、高齢者関係施設入所者は含まれていない。
4. 四捨五入で人数を出しているため、合計が一致しない場合がある。

自立支援医療制度

概　要

自立支援医療制度

○目的
心身の障害の状態を軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減するための公費負担医療制度
※自立支援医療は保険優先のため、実際は、保険支払後の自己負担との差額分を自立支援医療制度において負担
（負担率：国1／2、都道府県等1／2）

○対象者
・精神通院医療：精神保健福祉法第５条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する程度の状態の精神障害（てんかんを含む。）のある者
・更生医療：身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の状態を軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳以上）
・育成医療：身体に障害を有する児童（障害に係る医療を行わないときは将来障害を残すと認められる児童を含む。）で、その障害の状態を軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳未満）

○対象となる主な障害と治療例
・精神通院医療（精神疾患）：外来、外来での投薬、精神科デイケア 等
・更生医療・育成医療：肢体不自由･･･関節拘縮→人工関節置換術
視覚障害･･･白内障→水晶体摘出術
内部障害･･･心臓機能障害→弁置換術、ペースメーカー埋込術
腎臓機能障害→腎移植、人工透析

自立支援医療の患者負担の基本的な枠組み

①患者の負担が過大なものとならないよう、所得に応じて1月当たりの負担上限額を設定。（月額総医療費の1割がこれに満たない場合は1割）
②費用が高額な治療を長期にわたり継続しなければならない（重度かつ継続）者、育成医療の中間所得層については、更に軽減措置を実施。

所得区分（医療保険の世帯単位）		更生医療・精神通院医療	育成医療	重度かつ継続
一定所得以上	市町村民税 235,000円以上	対　象　外	対　象　外	20,000円
中 間 所 得 2	市町村民税 33,000円以上235,000円未満	総医療費の1割又は高額療養費（医療保険）の自己負担限度額	10,000円	10,000円
中 間 所 得 1	市町村民税 33,000円未満		5,000円	5,000円
低 所 得 2	市町村民税非課税（低所得１を除く）	5,000円	5,000円	5,000円
低 所 得 1	市町村民税非課税（本人又は障害児の保護者の年収80.9万円以下）	2,500円	2,500円	2,500円
生 活 保 護	生活保護世帯	0円	0円	0円

○「重度かつ継続」の範囲
・疾病、症状等から対象となる者
［更生・育成］腎臓機能・小腸機能・免疫機能・心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）・肝臓の機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）の者
［精神通院］①統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）の者
②精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者
・疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者
［更生・育成・精神通院］医療保険の多数回該当の者
○負担上限月額の経過的特例措置
育成医療の中間所得1，2及び「重度かつ継続」の一定所得以上の負担上限月額については、2027年3月31日までの経過的特例措置（障害者総合支援法施行令附則第12条、第13条）

身体障害者福祉施策

概　要

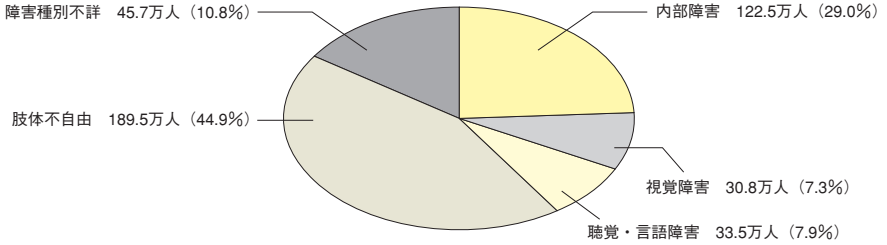
身体障害者社会参加支援施設等の概要

地域利用施設

- 身体障害者福祉センター（A型）
 - 更生相談、機能訓練、スポーツ及びレクリエーションの指導、ボランティアの養成、職員に対する研修など身体障害者の福祉の増進を図る事業を総合的に行うための施設
- 身体障害者福祉センター（B型）
 - 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進など身体障害者の自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業を行うための施設
- 障害者更生センター
 - 身体障害者又はその家族に対し、宿泊、レクリエーションその他休養のための便宜を供与するための施設
- 点字図書館
 - 視覚障害者の求めに応じて点字刊行物や声の図書の製作貸出し等を行う施設
- 点字出版施設
 - 点字刊行物を出版する施設
- 聴覚障害者情報提供施設
 - 字幕（手話）入りDVD等の製作貸出し、手話通訳者の派遣、情報機器の貸出し等を行う施設
- 補装具製作施設
 - 補装具の製作または修理を行う施設
- 盲人ホーム
 - あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師免許を有する視覚障害者の職業生活の便宜を図るために施設を利用させ、技術の指導を行う施設
- 盲導犬訓練施設
 - 盲導犬の訓練を行うとともに、視覚障害者に対し、盲導犬の利用に必要な訓練を行う施設

詳細データ①　障害の種類別にみた身体障害者数（在宅）

（総数：421.9万人）（2016年推計数）（再掲：重複障害73.7万人）



詳細データ②　年齢階級別にみた身体障害者数の推移（人口千人対）

年　次	総　数	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上
1955（昭和30）年	14.5	5.3	7.1	14.5	16.0	20.6	25.4	25.4	29.4
1980（　55）	23.8	3.5	4.9	7.0	16.0	33.7	55.8	68.7	87.6
2006（平成18）	32.7	4.5	4.1	6.1	11.6	24.4	48.9	58.3	94.9
2011（　23）	35.2	4.3	4.2	6.0	10.0	19.8	44.1	53.5	105.4
2016（　28）	39.9	4.1	5.9	6.4	9.8	20.3	40.6	56.1	104.3

資料：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部「身体障害児・者実態調査」、「生活のしづらさなどに関する調査」
（注）　人口千人対の身体障害者数算出の基礎人口は、総務省統計局の「国勢調査」及び「人口推計」における18歳以上の人口を用いた。

障害児・知的障害者福祉施策

詳細データ　年齢階級別にみた知的障害児（者）数の推移（人口千人対）

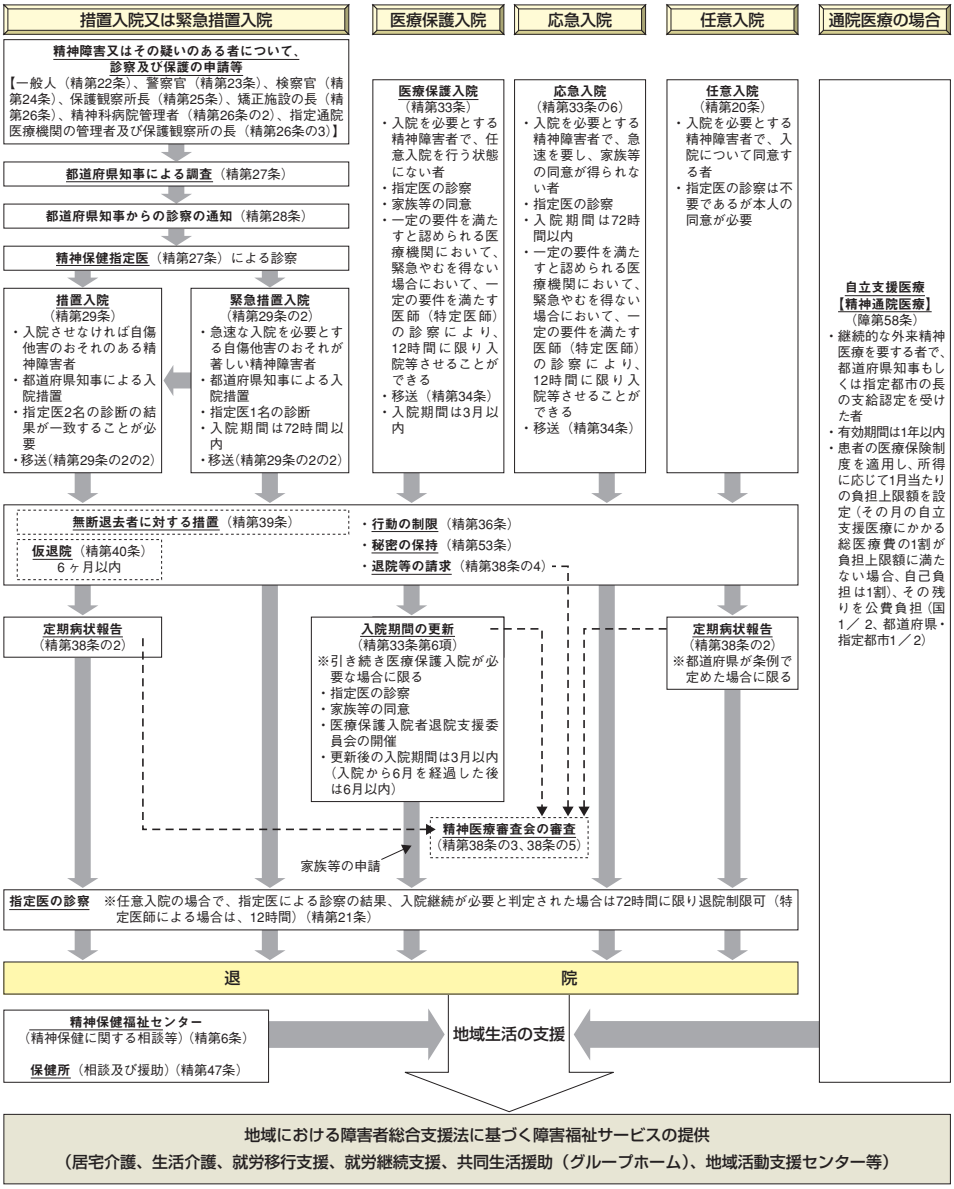
	0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上
平成7年	2.8	4.1	4.1	2.1	1.7	1.2	0.5
平成17年	4.9	6.6	5.7	4.8	2.8	1.6	0.7
平成23年	5.4	9.6	8.2	7.0	4.6	2.6	2.1
平成28年	9.4	13.8	14.8	7.7	6.7	4.7	4.3

資料：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部「知的障害児（者）基礎調査」、「生活のしづらさなどに関する調査」
（注）　人口千人対の知的障害児（者）数算出の基礎人口は、総務省統計局の「国勢調査」及び「人口推計」の人口を用いた。

精神保健医療福祉施策

概　要

精神保健医療福祉制度の概要



（注）　この表において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）：「精」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）：「障」又は「障害者総合支援法」と略する。表中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事または指定都市市長」と読み替える。

詳細データ　**精神病床を有する病院数、精神病床数、月末在院患者数及び月末病床利用率の推移**　（各年6月末）

年　次	精神病床を有する病院数	全精神病床数	月末在院患者数	月末病床利用率（%）
1965(昭和40)年	1,069	164,027	177,170	108.0
1970(　45)	1,364	242,022	253,433	104.7
1975(　50)	1,454	275,468	281,127	102.0
1980(　55)	1,521	304,469	311,584	102.3
1985(　60)	1,604	333,570	339,989	101.9
1990(平成 2)	1,655	358,251	348,859	97.4
1995(　 7)	1,671	362,154	340,812	94.1
1996(　 8)	1,668	361,073	339,822	94.1
1997(　 9)	1,669	360,432	336,685	93.4
1998(　10)	1,670	359,563	335,845	93.4
1999(　11)	1,670	358,609	333,294	92.9
2000(　12)	1,673	358,597	333,328	93.0
2001(　13)	1,669	357,388	332,759	93.1
2002(　14)	1,670	356,621	330,666	92.7
2003(　15)	1,667	355,269	329,555	92.8
2004(　16)	1,671	354,923	326,613	92.0
2005(　17)	1,671	354,313	324,851	91.7
2006(　18)	1,668	352,721	321,067	91.0
2007(　19)	1,671	351,762	317,139	90.2
2008(　20)	1,667	350,353	314,251	89.7
2009(　21)	1,667	348,129	312,681	89.8
2010(　22)	1,671	347,281	311,007	89.6
2011(　23)	1,655	345,024	306,064	88.7
2012(　24)	1,657	342,709	303,521	88.6
2013(　25)	1,649	340,591	299,542	87.9
2014(　26)	1,645	339,088	294,696	86.9
2015(　27)	1,639	336,628	290,923	86.4
2016(　28)	1,636	334,544	287,784	86.0
2017(　29)	1,638	332,717	285,947	85.9
2018(　30)	1,639	330,261	283,735	85.9
2019(令和元)	1,628	327,488	280,874	85.8
2020(　 2)	1,622	325,140	275,224	84.6
2021(　 3)	1,618	323,524	270,680	83.7
2022(　 4)	1,620	322,197	267,479	83.0
2023(　 5)	1,614	319,874	261,977	81.9
2024(　 6)	1,601	316,911	257,771	81.3

資料：厚生労働省政策統括官付参事官付保健統計室「病院報告」

発達障害者支援施策

概　要

発達障害者支援法のねらいと概要

Ⅰ　主な趣旨

○発達障害者に対する障害の定義と発達障害への理解の促進
○発達生活全般にわたる支援の促進
○発達障害者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保、関係機関との協力体制の整備　等

Ⅱ　概　要

定義：発達障害＝自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害で、通常低年齢で発現する障害

就学前（乳幼児期）	就学中（学童期等）	就学後（青壮年期）
○乳幼児健診等による早期発見 ○早期の発達支援	○就学時健康診断における発見 ○適切な教育的支援・支援体制の整備 ○放課後児童健全育成事業の利用 ○専門的発達支援	○発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保 ○地域での生活支援 ○発達障害者の権利擁護

【都道府県】発達障害者支援センター（相談支援・情報提供・研修等）、専門的な医療機関の確保　等

【国】専門的知識を有する人材確保（研修等）、調査研究　等